

令和7・8年度 測量・建設 コンサルタント等の町内業者 登録申請を受付します

問 産業建設課 管理係 ⑩番窓口 Tel64-1124

次のとおり受付を実施しますので、登録を希望される業者は申請してください。

- ◆受付期間 2月3日(月)～2月28日(金)
(土日祝日を除く)
- ◆受付時間 8時30分～17時15分
(12時～13時を除く)
- ◆受付場所 役場2階 産業建設課 管理係
- ◆提出方法 湯浅町ホームページからの電子申請または、書面申請
- ◆提出書類 湯浅町ホームページよりダウンロード
できます。または、産業建設課にて配布します。
- ◆有効期間 4月1日～令和9年3月31日(2年間)

令和7年度 物品調達業務の 業者登録を受付します

問 総務課 管財係 ⑯番窓口 Tel64-1108

次のとおり受付を実施しますので、登録を希望される業者は申請してください。

- ◆受付期間 2月3日(月)～2月28日(金)
(土日祝日を除く)
- ◆受付時間 8時30分～17時15分
- ◆受付場所 役場2階 総務課 管財係
- ◆提出書類 湯浅町ホームページよりダウンロード
できます。または、総務課にて配布します。
- ◆有効期間
物品調達：4月1日～令和8年
3月31日(1年間)



ゆあさエコ通信

— 不法投棄編 —

問 住民生活課 環境係 ⑤⑥番窓口 Tel 64-1102

自身が所有している土地に不法投棄をされた場合、不法投棄者が見つからなければ、その土地の所有者が処分することになります。そのようなことを防ぐためにも、敷地内の見回りや草木の剪定等、不法投棄がされにくい環境づくりへのご協力をよろしくお願いします。

町内に小型監視カメラを設置すると共に職員によるパトロールを行い、監視を強化しています。

監視カメラで得た情報は、不法投棄の抑止や発見した場合の指導等を目的としたもので、それ以外に用いることはありません。



罰 則

不法投棄をした者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条1項14号)

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

